

令2福個答申第4号
令和3年2月4日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(財政局税務部納税企画課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、令和元年6月27日付け財納企第56号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第152号

「担当課が開示請求者に電話連絡や郵便物を送付するなどした記録に記載された個人情報」の一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「担当課が開示請求者に電話連絡や郵便物を送付するなどした記録に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）に関し、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、別表に掲げる部分については開示することが妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る令和元年5月27日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 令和元年5月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「担当課の係長が、派遣会社に有る私の給料を差押えています。

この差押えのプロセスが到底正常だと思えぬ程の悪意が感じられました。

平成27年以降、担当課が私に

- ・電話連絡をした日時及び電話連絡の内容のリスト
- ・郵便物の内容及び郵便物を送った日時、戻った日時のリスト」（表現を一部補正）

- ② 令和元年5月27日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、市税の徴収事務における滞納者との交渉や財産調査結果、処分事績等を記録した福岡市税総合情報システム上の「記事一覧」を特定し、その一部を条例第20条第2号又は第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 令和元年6月11日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書によると、おおむね次のように主張している。

黒塗りが多く、市県民税未納の給料差押えまでのプロセスが見えない。正しく職務を遂行しているのか、公務員法違反をしているのか、判断出来ないため、最小限、部分的（単語）な黒塗りにすべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和2年11月18日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 第三者の個人情報について

記事一覧には、審査請求人の勤務先への給与調査に係る応対者の名前を記録しており、当該部分は、条例第20条第2号に規定する第三者の個人情報である。

② 行政運営情報について

記事一覧には、財産調査結果、発送した帳票の種類、税務関係部署への連絡・調査事項等を記録している。

これらの情報を開示した場合、市税の徴収に係る滞納整理を進める上で今後の方針等が明らかにされるとともに、滞納整理は通常どの滞納者等に対しても同様の流れで行う事務であることから、実施機関における調査の手法や時期などをはじめとした財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり、滞納者が財産の隠蔽や処分等を行い、差押え等を回避することが容易となる相当の蓋然性があるため、上記①以外の非開示部分は、条例第20条第6号アに規定する行政運営情報である。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、記事一覧を特定し、本件処分を行っている。

(2) 当審議会において確認したところ、記事一覧には、納税義務者である審査請求人の住所、氏名等の管理上必要となる基本的な情報並びに審査請求人との交渉内容、審査請求人の給与その他の財産調査結果、発送した帳票の種類、税務関係部署との協議・調査事項等を交渉日ごとに記載した記事内容及び担当コードが記録されている。

(3) 非開示部分について

実施機関は、記事一覧のうち、審査請求人の勤務先への給与調査に係る応対者の名前が条例第20条第2号に該当することを理由に、これを非開示としている（以下、当該非開示部分を「非開示部分1」という。）。

また、実施機関は、記事一覧のうち、審査請求人の給与その他の財産調査結果並びに滞納処分に関する税務関係部署との協議・調査事項が条例第20条第6号アに該当することを理由に、これを非開示としている（以下、当該非開示部分を「非開示部分2」という。）。

(4) これに対し、審査請求人は、非開示部分1及び非開示部分2の開示を求めているものと解されるので、以下、条例第20条第2号及び第6号アの該当性について検討する。

(5) 非開示部分1の条例第20条第2号該当性について

① 条例第20条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについて、同号ただし書に規定する一定の場合を除き、非開示とする旨定めている。

② 当審議会において確認したところ、非開示部分1は、条例第20条第2号本文に規定する第三者の個人情報に該当し、同号ただし書アからエまでに該当する事実も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

(6) 非開示部分2の条例第20条第6号ア該当性について

① 条例第20条第6号アは、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

② 当審議会において確認したところ、非開示部分2のうち、別表に掲げる部分については、審査請求人が既に知っており、又は知り得べき情報であるため、開示することにより、市税の徴収に係る滞納整理を進めるうえで違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ又は正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められないことから、開示することが妥当である。

③ 非開示部分2のうち、上記②以外の部分については、財産調査の方針や滞納処分のノウハウ、各種調査先から任意に提供された審査請求人の知り得ない情報又は関係職員の心証等に当たるものであって、これらを開示することにより、滞納処分を不当に免れるため財産の隠蔽や処分が行われるなど、市税の徴収に係る滞納整理を進めるうえで違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、調査先との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は虚偽の申告等により正確な事実の把握を困難にするおそれが認められることから、条例第20条第6号アに該当し、非開示とすることが妥当である。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和元年6月27日	審査庁から諮問
令和元年8月29日	実施機関から弁明意見書を受理
令和2年11月18日（第219回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和2年12月2日（第220回審査請求部会）	審議
令和3年1月13日（第221回審査請求部会）	審議

別表

本件個人情報のうち開示することが妥当である部分
記事一覧2頁の記事内容欄のうち、1行目21文字目から31文字目まで及び2行目
記事一覧3頁の記事内容欄のうち、41行目及び42行目
記事一覧4頁の記事内容欄のうち、1行目（14文字目から16文字目までを除く。）、5行目（14文字目から16文字目までを除く。）及び21行目から26行目まで
記事一覧5頁の記事内容欄のうち、3行目（14文字目から16文字目まで及び19文字目から30文字目までを除く。）、4行目、6行目、7行目（12文字目から15文字目まで及び26文字目から30文字目までを除く。）、10行目、11行目、12行目（22文字目から25文字目までを除く。）、13行目、14行目、16行目、17行目、21行目及び22行目（11文字目から31文字目までを除く。）
記事一覧6頁の記事内容欄のうち、6行目
記事一覧7頁の記事内容欄のうち、33行目から38行目まで
記事一覧8頁の記事内容欄のうち、1行目から7行目まで
記事一覧9頁の記事内容欄のうち、20行目から25行目まで